近代和風建築の活用提案

― 武田氏館跡と堀田古城園 ―

Keywords
近代和風　石川家住宅　文化財
堀田古城園　武田氏館跡　中廊下

K10016　植草 裕太

1. はじめに

1.1 研究背景と目的

現在甲府市では国史跡に指定されている戦国大名・武田氏の館跡周辺の整備を行う、「史跡武田氏館跡保存整備事業」が進められている。武田氏館は躑躅ケ崎館とも呼ばれ、永正16年に信玄の父、信虎が築き、現在跡地には武田神社が建っている。この事業の目的は、「文化財を活かしたモデル地域づくり」の構想を策定するものであり具体的には、武田氏館跡の整備を主体に、周辺文化財の整備・活用、街路整備、駐車場等の施設計画、動植物保護、美観形成、商業ゾーンの設定などを検討していく内容となっている。甲府市は構想の策定により、地域の伝統文化や歴史景観の保存、再生そして整備、活用を図り、地域住民にとっては住みやすく観光客にも魅力あふれた街づくりを目指したいと考えている。そして今回実測調査を行った山梨県近代和風建築のうち、「堀田古城園」がその整備範囲に入っており、このまま事業が進むと取り壊される対象となることがわかった。さらに所有者は取り壊さない形での甲府市への寄付を考えている。しかし取り壊さずに建物が寄付されるためにはその理由が必要であり、甲府市の「登録文化財」として登録する道が残されていることがわかった。そのため本研究では「堀田古城園」の登録文化財としての価値づけを行っていくと共に、「文化財を活かしたモデル地域づくり」に貢献できるような新たな施設としての活用提案を行うことを目的とする。

1.2 研究方法

(1) 山梨県近代和風建築（石川家、石原家、堀田古城園）の実測調査、ならびに文献調査を行う。
(2) 山梨県近代和風建築と堀田古城園を比較し堀田古城園の登録文化財としての価値づけを行う。
(3) (1)(2)の研究と、「史跡武田氏館跡保存整備事業」の構想をもとに堀田古城園の新たな施設としての活用提案を行う。

2. 実測調査

石川家住宅　2013年8月7日
石原家住宅　2013年9月28日
堀田古城園　2013年11月1日

3. 国指定史跡武田氏館跡

別名躑躅ヶ崎館跡とも呼ばれ、永正16年に武田信虎によって築かれ、信虎・信玄・勝頼と武田三代の本拠地として使用された。二町（200m）四方の規模を誇る主郭部は、武田氏の生活の場であると同時に領国を統治するための政庁であり、武田氏の勢力拡大に伴い、曲輪と呼ばれる堀と土塁で区画された附属施設が主郭部の周囲に増設されていった。

4. 史跡武田氏館跡保存整備事業

この事業は、平成16年度に策定された『史跡武田氏館跡整備基本構想・整備基本計画』に基づき、整備対象地を4期に分割して事業を推進し、完成は武田信虎による建都から500年となる平成31年を予定しているものである。下図は武田氏館跡を11のゾーンに分けたものであり、⑩の大手門周辺ゾーンの整備を皮切りに西曲輪ゾーン、エントランスゾーン、味噌曲輪ゾーンと順次整備を行っていく予定となっている。また甲府市教育委員会では、地域の歴史ならびに戦国時代全体を学ぶ上で貴重な史跡である武田氏館跡を保護することで、武田氏館跡の形態や、家臣団屋敷・城下町と一体となった構造を示すことと共に戦国城下町の歴史的環境を体感できるような「文化財を活かしたモデル地域づくり」を行っていくことが目的とされている。

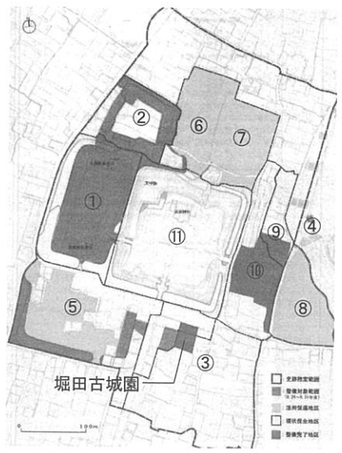

	ゾーン名
1	西曲輪ゾーン
2	味噌曲輪ゾーン
3	エントランスゾーン
4	竜華池・躑躅ヶ崎ゾーン
5	梅翁曲輪ゾーン
6	無名曲輪ゾーン
7	御隠居曲輪ゾーン
8	字三角ゾーン
9	字高塀ゾーン
10	大手門周辺ゾーン
11	主郭ゾーン

図1　史跡武田氏館跡保存整備事業計画図

研究指導：伊藤洋子 教授

Yuta UEKUSA

5. 山梨県近代和風建築について

5.1 石川家住宅

所在地：山梨県甲府市城東町5-3-5

建物は大正時代に建設されたものであり、江戸時代の甲府城下で町屋の代表的な塗籠土蔵造の系統を継ぐ数少ない戦前の建物である。戦前まで、市街地には土蔵造りの商家が軒を連ねていた、昭和20年の甲府空襲と戦後の開発により、その多くは消失した。石川家住宅は住宅、文庫蔵、倉座敷、門と塀など合わせて市指定文化財に指定され、甲府市文化財保護条例による唯一の指定近代和風建築である。甲州街道沿いに主屋が面しており、近年まで住居・事務所として使用されていた。敷地の間口の割合に対し主屋の間口が狭く庭を広く取っていることから町屋の典型的な地割を持ちかつ裕福な商家だったと思われる。また図2の平面図から、間取りは「中廊下型」であると考える。

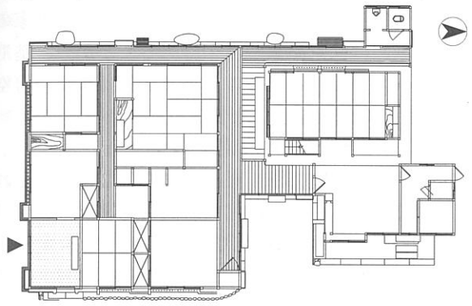

図2　石川家住宅　主屋平面図

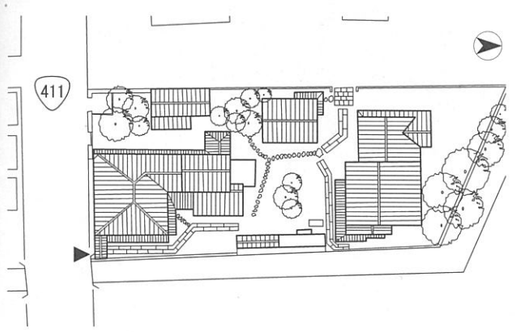

図3　石川家住宅配置図

5.2 堀田古城園

所在地：山梨県甲府市大手3-1-17

建物は昭和8年に建設されたものであり、木造の平屋で、寄棟造である。住宅としても使用していたが、堀田家古城園として料亭を営んでいた。その後旅館としても使用されたが、現在は誰も住んでおらず甲府市への寄付が考えられている。間取りや長屋門などがあることから武家屋敷形式の構えである。石川家と同様に間取りは「中廊下型」であると考える。また堀田古城園は武田氏館跡保存整備事業におけるゾーン分けのエントランスゾーンに属している。

図4　堀田古城園　A-A'断面図

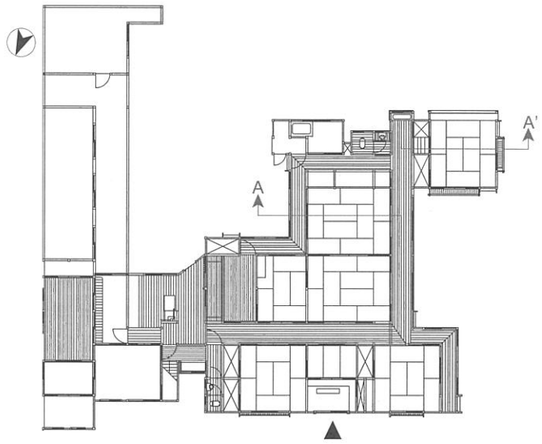

図5　堀田古城園　平面図

6. 中廊下型について

中廊下は日本の住宅史上画期的な設備と言える。それまでの住居は障子や襖で仕切られた構造で、部屋から部屋へと通り抜けて移動する性質のものだった。その構造を利用して、婚礼や法事など大勢が集まるような場合には仕切りを外して大広間として利用することが可能だった。中廊下の出現によって、各部屋に直接入ることができるようになり、いまだ障子や襖のような可動的な間仕切りが用いられていたとしても、各部屋の独立性が高まった。

7. 登録文化財について

指定文化財制度の短所を補完するものとして、文化財登録制度を導入した。この制度は条例で定義された文化財のうち、市にとって、ある一定の価値があり保護の必要なものを対象とし、広範囲な文化財の保護を目指すものである。すなわち、指定の範囲外に存在する、郷土の歴史資料や民俗資料など地域史を捉える上で重要な多くの文化財に眼を向けるものである。このため、指定文化財制度のような所有者に対する多くの規制を除外し、保護を行う強制力は非常に弱いものとなっている。また指定文化財と登録文化財との違いは以下の5つの点で大きく異なっている。

	内容	指定文化財	登録文化財
1	文化財指定 登録の解除	所有者側からは 解除できない	所有者から解除 することができる
2	文化財の 現状変更	教育委員会の 許可が必要	事後報告の申告
3	文化財の公開や 保存について	教育委員会の勧告 があれば所有者が これに従う必要がある	規定なし
4	罰則規定の有無	規定ない	規定なし
5	保護・保存上の修理 に対する補助・助成	予算の範囲内で補助	なし

図6　指定文化財と登録文化財の違い

さらに登録文化財として登録する際の原則として、建築物、土木構造物およびその他の工作物のうち建設後50年が経過しているもののうち、以下の3点のどれかに該当する必要がある。具体的な例についてはこれに限定するものではなく、学界等の学術団体や教育委員会の調査報告書で評価されているものはほとんどの基準を満たしているといえる。

(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの
(2)造形の規範となっているもの
(3)再現することが容易でないもの

基準		具体的な例
築後50年が経過しているもの	国土の歴史的景観に寄与しているもの	・特別な愛称などで、広く親しまれてるもの ・その土地を知るのに役立つもの ・絵画などの芸術作品に登場するもの
	造形の規範となっているもの	・デザインが優れているもの ・著名な設計者や施工者が関わったもの ・後に数多く造られるものの初期のもの ・時代や建造物の種類の特徴を示すもの
	再現することが容易でないもの	・優れた技術や技能が用いられるもの ・現在では珍しくなった技術や技能が用いられているもの ・珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ないもの

図7　登録文化財として認められる条件

8.文化財としての価値づけ

堀田古城園の文化財としての価値づけを行っていく。その上で今回調査を行った近代和風建築のうち、石川家住宅が甲府市の指定文化財に指定されていることから、石川家住宅と比較することで堀田古城園の文化財としての価値を見出していく。さらに山梨県にある登録文化財に登録された近代和風建築のうち、既往研究などの資料が残っていることなどから、根津嘉一郎の邸宅である「根津家住宅」と比較していくことで文化財としての価値をさらに見出してく。

8.1 石川家住宅と堀田古城園の比較

石川家住宅
・大正初期に建てられる
・中廊下型である
・続き座敷の側面に廊下
・甲府空襲の被害を免れる
・町家の典型を継ぐ

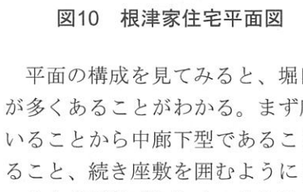

堀田古城園
・昭和8年に建てられる
・中廊下型である
・続き座敷の側面に廊下
・甲府空襲の被害を免れる
・武家屋敷の構えである

図8　石川家と堀田古城園比較

これらの比較からわかるように、石川家と同様に堀田古城園も建設後50年が経っており、石川家は町家の典型、堀田古城園は武家屋敷の構えであることから、造形の規範になっていると考えることができる。また甲府空襲の被害を免れた建物としても価値があると考える。

8.2 根津家住宅と堀田古城園との比較

根津家住宅は山梨県の登録有形文化財に登録されている建物である。根津家は代々農商を兼営する屋号「油屋」を有する豪農で明治20年代には261町歩を有する山梨県第２位の大地主であった。主屋は昭和8年に竣工したことが、上棟式で使用した鏑矢の墨書で明らかとなっている。

図9　根津家住宅

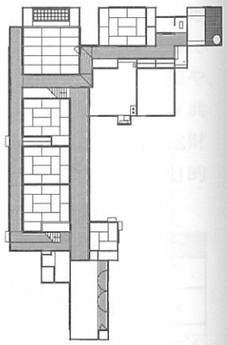

図10　根津家住宅平面図

平面の構成を見てみると、堀田古城園と似ている部分が多くあることがわかる。まず廊下で部屋を区切られていることから中廊下型であること、便所が廊下の先にあること、続き座敷を囲むようにして廊下が配されていることなどが挙げられる。また建てられた年代もほぼ同じであり、堀田古城園と同様に長屋門が造られている。以上のように石川家住宅と根津家住宅との比較から堀田古城園は建設後50年が経っておりなおかつ造形の規範になっていることさらに再現することが容易でないものと考えられることから登録文化財としての価値があると考えることができる。

9. 活用提案

堀田古城園が登録文化財に登録されたと仮定した上で、活用提案を行っていく。また今回甲府市教育委員会では、地域の歴史ならびに戦国時代全体を学ぶ上で貴重な史跡である武田氏館跡を保護し、歴史を体感できる「学習拠点」として活用することを目的として史跡公園整備を行うことが予定されていること、さらに堀田古城園の属するエントランスゾーンに関して総合案内所や武田氏館跡の展示解説、情報提供をする建物を必要としていることから、新築ではなく堀田古城園を利用した「学習施設」としての活用提案をする。提案を行う上で、整備を行うことによって増えると予想される主要客層、またそれに伴い必要になると考えられる施設内容を検討していく。また活用提案に関しては文化財としての価値を維持した形での提案になるため全体の1/4に手を加え提案していく。

・主要客層の検討
武田神社への一般参拝者：武田の歴史に触れたいという気持ちはあるが、神社が館跡であることを知らないひとが大半と考えられる。
団体観光：客昇仙峡等への観光の途中に武田神社に団体バスで立ち寄る団体客。
地域住民：史跡というよりも都市公園感覚での利用が主であると思われる。
歴史愛好家：中高年以上の男性が比較的に多いが、近年はゲーム等の影響で、歴女と呼ばれる若い女性も増加傾向にある。

・必要とされる施設内容
展示スペース：映像展示やパネル、武田氏館跡の文化財の展示を行う。
ライブラリースペース：武田氏館跡や武田氏の歴史について詳しく学べるよう、関連書籍のミニ図書館を設置。
体験コーナー：気軽に体験できるものから史跡での農業体験等、様々な体験を行う場として提供する。

10. 総括

今回の調査で、甲府市が武田氏館跡の整備を通して新たな観光地をつくる試みがあることがわかった。ただそれに伴い必要とされる「学習施設」についてはあまり考えられていない現状にある。また今回の活用提案については施設についての検討はもちろんだが、客層についての検討にとても苦労した。そのためまずは武田神社だけでなく武田氏館跡についてもっと多くの人に知ってもらえるような機会を増やしていくことが重要であると考える。建都から500年になる2019年に武田氏館跡が「文化財を活かした活気ある地域」になることを期待する。

参考資料

1)「甲府市史　別編Ⅱ　美術工芸」
甲府市市史編さん委員　1988年　甲府市役所
2)「近代和風建築」
村松貞次郎　近江榮　1988年　鹿島出版
3)「文化庁　HP」　http://www.bunka.go.jp
4)「中廊下の住宅　明治大正昭和の暮らしを間取りに読む」
青木正夫　2009年　住まいの図書館出版

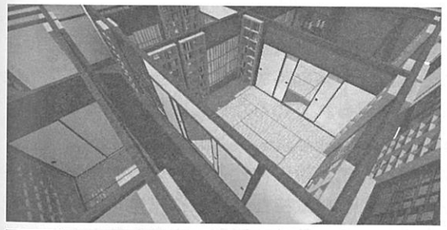

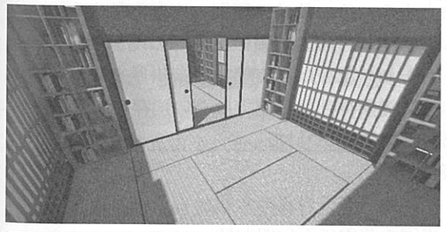

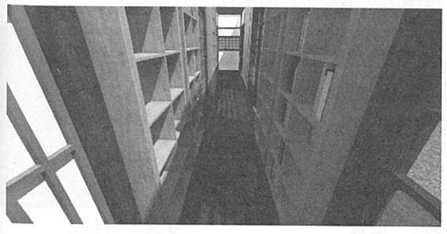

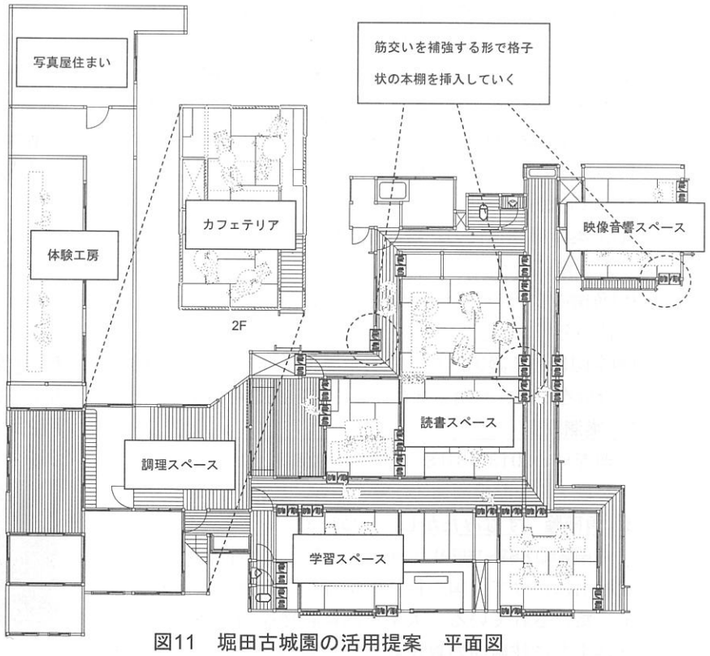

図11　堀田古城園の活用提案　平面図
図12　堀田古城園の活用提案　内観パース